

## 第2章 困難を抱える家庭等へのきめ細やかな対応と自立支援

### 1 児童虐待への対応強化と要保護児童への支援

#### (1) 児童虐待の発生予防

##### 現状と課題

平成30(2018)年度に県の児童相談所へ寄せられた虐待相談のうち、最も多いのは警察453件(34.1%)、次に市町村198件(14.9%)、次いで近隣・知人153件(11.5%)となっています。

家庭の状況の変化に気づきやすい近隣・知人からの通告については、平成19(2007)年度の21件(4.2%)から増えてきており、これまで実施してきた児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合の通告義務や通告先、相談窓口等についての広報・啓発による効果が出ていると考えられます。

一方で、国の「社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」の報告(以下「検証委員会報告」という。)では、平成28(2016)年度の虐待による死亡事例(心中以外)は49例(49人)で、そのうち0歳児の割合が65.3%(32人)と最も高くなっています。

死亡事例(心中以外)のうち75.5%について、死亡に至った事件の発生以前に虐待通告がなかったとされていることから、今後も児童虐待防止に向け、すべての児童の健全な心身の成長を促すため、広く県民に対し、児童虐待の基本的な知識、児童に及ぼす影響、発見した場合の通告義務や通告先、相談窓口等について、引き続き広報・啓発を行うことが必要です。

また、子育て家庭をとりまく環境は、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化等により、親族や地域からの支援が受けづらいものとなっており、保護者の育児に対する不安感や負担感を軽減するために、身近な場で日常的、継続的に子育てを支援する取組が必要です。

さらに、検証委員会報告によると、実母の抱える問題としては、「予期しない妊娠/計画していない妊娠」が49.0%(24人)、「妊婦健診未受診」が46.9%(23人)と高い割合を占めています。児童が今後、自身の子育てにおいて望ましい行動を取れるよう、正しい知識を持つための取組が必要です。

加えて、保護者が育てづらさを感じ負担を抱えやすい発達障害のある児童等への支援や、親子共に周囲に悩みを打ち明けにくい性暴力被害に対する支援も大切です。

##### 今後の取組

- ア 子育て家庭に身近な地域において、地域子育て支援拠点や子育て世代包括支援センターなどの支援体制や児童や保護者の相談体制を充実します。
- イ 市町村、学校等と連携し、乳幼児とのふれあい体験学習、望まない妊娠を防ぐための予防教育、デートDV防止啓発などを推進します。
- ウ 体罰や暴言による「しつけ」は、児童の成長に悪影響を及ぼすものであるため、児童福祉法等の改正も踏まえ、「子どもを健やかに育てるために～愛の鞭ゼロ作成～」等の教育資材を活用し、関係機関と連携し、広く周知するとともに、体罰によらない育児について啓発を行います。
- エ 子育て家庭における育児に対する不安や負担を軽減するため、市町村での保護者に対する育児方法等の研修や親支援プログラムなどの実施を促進します。
- オ 発達障害に関する理解を深めるため、県民に対する広報・啓発や、講演会、研修等を行います。

カ 性暴力被害について、心身の負担軽減、健康回復、警察への届出促進及び被害の潜在化防止を図るため設置した相談機関において、緊急医療（避妊医療等）が必要な場合の対応や心のケアなど、総合的な支援を行います。

キ 広報誌、マスメディア等を活用した広報啓発、児童や保護者、教育、保育士等を対象とした児童の権利擁護に関する研修などを実施し、児童虐待防止に向けた県民意識を醸成します。

ク 市町村の母子保健事業（新生児訪問、乳幼児健診など）を通じて支援を要する家庭を早期に発見し、適切な支援が行われるよう、市町村に対し技術的支援を行います

### 主な関連施策

事業	取組内容	担当課
子どもと家庭のテレフォン110番	育児や子供の発達に心配・悩みをお待ちの方や、学校や友達のことなど負担や悩みを抱える子供たちの相談に、24時間365日体制で対応します。	子ども未来課
児童相談所全国共通ダイヤル189	育児や子育てに悩んだ時、虐待を受けたと思われる子供を見つけた時など、近くの児童相談所につながります。	子ども未来課
親支援プログラムの実施	児童虐待の未然防止や家族再統合に向けた親支援プログラムを実施します。	子ども未来課

### 数値目標

指標等	現状（平成30年度）	目標年度	目標値

## （2）早期発見・早期対応

### 現状と課題

児童虐待の背景には、母親が妊娠期から一人で悩みを抱えているケースや、産前産後の心身の不調、複雑な家庭環境等の問題があり、一つの機関だけでは十分状況を把握できない場合があります。こうした状況に対応するため、市町村などが実施する子育て支援事業等により家庭の状況を把握し、早期に必要な支援につなぐことが大切です。

また、児童虐待は、発見、対応が遅れると、児童の心身に大きな被害を及ぼし、最悪の場合は死に至ることもあることから、関係機関による速やかな情報共有が大切です。

現在、県内すべての市町村に児童福祉法に基づく要保護児童対策地域協議会が設置されており、民間団体等も含めた幅広い関係機関での情報共有等を行っております。また、県と市町村とは、「和歌山の子・みまもり体制に関する協定書」を締結し、適切な役割分担のもと連携しています。複雑な生育歴や様々な価値観を持ち合わせる児童及び養育者に寄り添えるよう、専門的な知識を保有する人材の育成と人人体制の強化に努めるなど、児童相談所及び市町村の体制を充実することが必要です。

なお、平成28（2016）年度の児童福祉法改正により、医療機関、児童福祉施設、学校等が支援を要する家庭や妊婦等を把握した場合は、個人情報保護法や守秘義務に違反することなく、児童相談所や市町村に情報を提供で

きるとされました。

### 今後の取組

- ア 支援をする児童等に接する機会が多い、医療機関、児童福祉施設、学校等の職員に対し、児童虐待の早期発見・早期対応の意識向上を図るとともに、市町村や児童相談所への情報共有を徹底するよう働きかけます。
- イ 学校、保育所・認定こども園、幼稚園、医療機関等からの児童虐待相談に対して助言・指導を充実させ、支援を必要とする児童や家庭に係る情報共有を行います。
- ウ 関係機関の協力を得て、通告をうけてから 48 時間以内に直接目視することを基本とする安全確認を行います。また、必要に応じて、警察への援助要請を行った上で、立入調査や臨検・捜索を行います。
- エ 市町村の要保護児童対策地域協議会において、支援を要する児童や家庭等に関する情報共有を徹底し、各機関による連携した支援を行います。
- オ 児童虐待相談対応を行っている児童が転入出した場合、適切な支援が継続して行われるよう、事案の引継を対面により確実にを行います。

### 主な関連施策

事業	取組内容	担当課
保育緊急確保（うち、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業）	乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業を先行的に実施する市町村に対する補助を行います。	子ども未来課
市町村保健師等への研修会開催	助産師や市町村保健師等母子保健分野に携わる関係者への専門性の向上を図るための研修会を行います。	健康推進課

### 数値目標

指標等	現状（平成 30 年度）	目標年度	目標値
乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の実施（再掲）			
養育支援訪問事業の実施（再掲）			

## (3) 社会的養護の充実

### 現状と課題

児童相談所が相談対応等を行った児童のうち、約 5% の児童が里親や児童養護施設等で生活しています。できる限り良好な家庭的環境で養育されるよう、原則として里親、ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）を優先するとともに、施設での養育もできる限り家庭的な環境で行えるように、小規模化等を進める必要があります。

児童養護施設等で生活している児童は、何らかの事情により家庭での養育が受けられなくなった児童であることから、信頼できる大人や仲間の中で安心して生活を送れるよう、児童養護施設等での虐待防止対策を徹底する必要があります。

## 今後の取組

- ア 里親会等と連携し里親制度の広報・啓発を行い、里親登録者数の増加を図ります。また、里親委託にあたっての調整、里親家庭への訪問指導等の支援をおこなう里親支援機関の拡充や、里親支援専門相談員の配置を促進します。
- イ 未委託里親を対象とした研修の実施や児童養護施設等における施設入所児童家庭生活体験事業を実施するとともに、一定の専門的ケアを必要とする児童を養育する専門里親の登録を推進するため、専門里親養成研修への参加を支援します。
- ウ 一定人数（5～6人程度）の児童の養育を行うファミリーホームの設置を促進するとともに、その質の向上に取り組みます。
- エ 児童養護施設等において、より家庭的な環境に近い少人数の集団による指導の実施や個室化等、各施設の状況に応じたケア形態の小規模化を促進し、児童の生活の質の向上を図ります。
- オ 里親やファミリーホーム、児童養護施設等の関係者に対して、児童の権利擁護に関する研修を行います。また、児童自身の権利に対する意識の向上のため、「子どもの権利ノート」の活用や児童養護施設等での取組（児童への啓発や職員向け教育等）を促進します。
- カ 児童養護施設等に義務付けられている3年に一度の第三者評価と毎年の自己評価結果に基づき各児童養護施設等が取り組む改善状況について確認し、児童養護施設等の支援体制の充実を図ります。

## 主な関連施策

事業	取組内容	担当課
里親支援機関の委託	里親委託の推進と里親に対する支援を総合的に推進するため、民間機関に業務を委託します。	子ども未来課
児童福祉施設措置費	児童の健全育成を図るため、児童福祉施設の運営費（専門職員配置加算を含む）や里親措置費等を負担します。	子ども未来課

## 数値目標

指標等	現状（平成30年度）	目標年度	目標値
里親委託率	17.9%		
里親支援機関の設置か所	2か所		
専門里親の登録数	15人		
小規模グループケア及び地域小規模児童養護施設への措置数の割合	34.5%		

## （4）家族の再統合、自立への支援

### 現状と課題

児童虐待防止法では、国及び地方公共団体は、虐待を行った保護者に対する家族の再統合に向けた支援を行うことが求められています。児童が家庭に復帰した後、良好な家庭環境で生活を送っていくためには、児童と保護者に対する継続した支援、地域での市町村、関係機関等による見守りが必要です。

家族の再統合について、保護者の意向に左右されること等により、実効ある支援が十分行われないことがあるなど、支援の際の関係機関の連携が不十分になることがあります。また、措置を解除した後に、より深刻な虐待が発生するケースが見られる場合があります。そうした状況にならないよう、家族の再統合については、関係機関が十分協議し、第三者による意見を参考にするなど、適切な対応が必要です。

社会的養護を受ける児童の多くは、自立の際に、精神的にも経済的にも保護者等からの支援を受けられず、社会の中で生活していかななくてはならない場合があります。

社会的養護の下で育った児童も、他の児童達とともに、社会への公平なスタートを切り、自立した社会人として生活できるように、生活の援助や自立に向けた支援が必要です。

## 今後の取組

- ア 里親、児童養護施設、市町村等と連携し、児童や保護者に関する情報を共有しつつ、家族の再統合に向けた保護者に対する支援を行います。
- イ 保護者に対して子育ての方法や親子の関わり方についての研修や親支援プログラムを実施する等、家庭での養育力向上のための取組を推進します。
- ウ 児童が家庭復帰した後は、市町村が主体となり、要保護児童対策地域協議会の各機関等と十分連携して支援を行います。
- エ 児童養護施設分園型自活訓練事業の実施等、児童養護施設等における自立に向けた取組を促進します。
- オ 児童養護施設を退所した後、社会生活を送っている児童等を支援するため、施設職員による電話相談や家庭訪問、職場訪問による相談支援など、アフターケアを促進します。
- カ 自立援助ホームにおいて、児童養護施設等を退所した児童等に日常生活上の援助、生活指導等を実施します。
- キ 児童養護施設等を退所する児童等の就職やアパート等の入居を支援するため、身元保証人確保対策事業を行います。
- ク 児童養護施設等を退所し進学または就職する児童等に対して、生活費や家賃、資格取得費の貸付を行います。

## 主な関連施策

事業	取組内容	担当課
児童家庭支援センター運営	地域に開かれた子育て支援の拠点として、子供や家庭等からの相談への対応、支援等を行う当該センターへの運営を委託します。	子ども未来課
親支援プログラムの実施	児童虐待の未然防止や家族再統合に向けた親支援プログラムを実施します。	子ども未来課
身元保証人確保対策	施設を退所した子供等が就職やアパート等を賃貸する際に施設長が身元保証人となった場合の損害保険契約の保険料を支援します。	子ども未来課
要保護児童対策等推進	社会的養護の推進を図るため、児童養護施設の退所者等に対するアフターケアを実施します。	子ども未来課

## 数値目標

指標等	現状（平成30年度）	目標年度	目標値

## (5) 人材の育成

### 現状と課題

児童相談所には児童福祉司が配置されており、児童虐待等の児童福祉に関する相談の対応や専門的技術に基づく指導等を行っています。児童相談所には様々な法的権限が与えられており、児童の安全を守るためにこの権限を適切に行使する社会的な使命を担っています。

市町村は、児童福祉法により児童虐待等をはじめとする児童家庭相談が業務と位置づけられており、事務を適切に行うために必要な体制の整備、人材の確保及び資質の向上に取り組まなければなりません。また、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）等の訪問事業の実施や要保護児童対策地域協議会の調整等、地域において、児童虐待防止のための重要な役割を担っています。

児童相談所や市町村の職員においては、児童虐待に適切に対応できるように、児童虐待のリスク要因の分析や家庭環境、児童の発育発達理解等、高度な知識が求められるため、職歴に応じた専門性の向上、人材育成が必要です。

地域における児童虐待に対する取組を推進するためには、学校、保育所、医療機関、民間団体等の関係機関における人材の育成や専門性の向上、地域住民に対する知識の普及等に取り組む必要があります。

### 今後の取組

- ア 児童相談所の援助技術等の向上のため、初任者から中堅職員、指導的立場にある職員（スーパーバイザー）まで、それぞれの実務経験に応じた研修を体系的に実施するとともに、一般職員の児童福祉司任用資格の取得に取り組みます。
- イ 市町村における相談対応技術の向上、市町村ネットワークの機能強化のため、各種研修を行います。また、市町村職員の児童相談所への受け入れを行います。
- ウ 学校、保育所、医療機関、民間団体等を対象とした研修の実施や、関係機関や地域等で開催される研修会等への講師派遣を行います。
- エ 虐待相談の増加に対応するため、児童福祉法等の改正なども踏まえ、児童相談所の児童福祉司や児童心理司の増員など体制を整備します。

### 主な関連施策

事業	取組内容	担当課
市町村の専門性の強化	市町村の専門性を強化するため、相談技術向上のための研修を実施します。	子ども未来課

### 数値目標

指標等	現状（平成30年度）	目標年度	目標値
要保護児童対策調整機関への専門職員の配置			

## 2 困難を抱えるひとり親家庭の自立支援

### (1) 就業支援策の充実

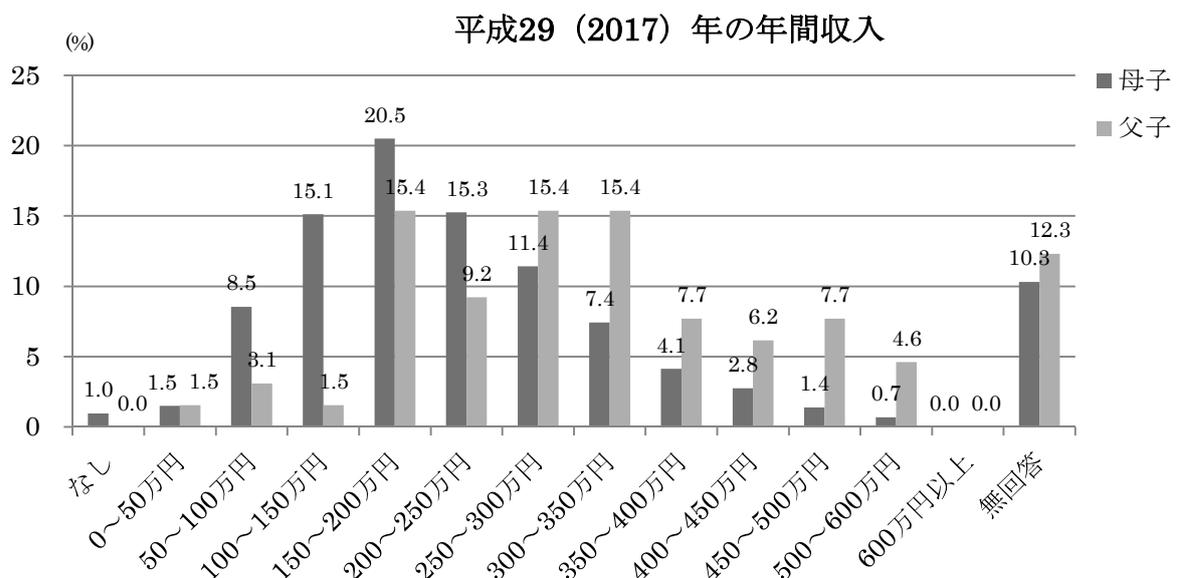
#### 現状と課題

県内のひとり親家庭の世帯数は、平成 27 (2015) 年の国勢調査によると 12,037 世帯で、5 年前の国勢調査と比べると 597 世帯減少しています。この内、母子世帯数 (他の世帯員のいる世帯を含む。) は 10,422 世帯、父子世帯 (同) は 1,615 世帯、この内、母親と子供だけの世帯は 7,544 世帯、父親と子供だけの世帯は 780 世帯となっています。

今回の計画策定に際しては、ひとり親家庭等の生活や仕事の状況、ニーズを把握するため、平成 30 (2018) 年 8 月に「和歌山県ひとり親家庭等実態調査」を実施しました。

和歌山県内の児童扶養手当の受給者数は、平成 14 (2002) 年度以降増加傾向にあり、平成 22 (2010) 年 8 月に父子家庭も対象となったこと等により、平成 22 (2010) 年度は 11,590 人と最も多くなりましたが、翌年度からは一転減少傾向にあり、平成 30 (2018) 年度末の受給者数は 10,689 人となっています。

ひとり親家庭の親は、子育てと家事、生計の担い手という二重の役割を一人で担うことから、生活をしていく上で心理的・経済的な負担があり、特に、ひとり親家庭となる前に就業していなかった方が、ひとり親となった時には収入がなく、生活をしていく上で経済的に大きな負担があります。とりわけ、母子家庭においては、ひとり親家庭になる前の就業者の割合が 61.8%と低く、就業経験が少なかったり、結婚、出産等により退職したこと等により、再就職をすることが難しいことが多くあります。また、就業している場合も、パートやアルバイト等不安定な就労形態が 40.6%となっており、年間収入も 200 万円未満が 46.6%を占め、約半数が低い収入水準にとどまっています。



一方、父子家庭の父については、ひとり親家庭となる前から就業している割合が 100%で、母子家庭に比べ経済的な負担はそれほど高くありませんが、子育てと生計の担い手という二重の役割を担う必要があるため、大き

な負担となっています。

なお、ひとり親家庭の就業形態は、母子家庭では正規雇用が43.2%、パート等の非正規雇用が40.6%であり、非正規雇用が正規雇用を上回っていた5年前に比べて改善傾向にありますが、依然として約4割が非正規雇用となっています。父子家庭では正規雇用が52.3%となっており、次いで自営業が30.8%となっています。

母子家庭の母の仕事の職種は、事務職員が26.8%と最も多く、次いでサービス業（理・美容師、介護職員、飲食店等接客等）の21.0%となっています。

また、父子家庭の父では建設業等従事者が最も多く22.7%となっています。

ひとり親家庭の母、父が今後取得したい資格は、ワープロやパソコンに関するものが最も多く、母子家庭で16.8%、父子家庭で20.4%となっています。

## 今後の取組

ア ひとり親家庭の親が安定した収入を得て、自立した生活を送ることができるようになるために、資格取得による有利な就職を促進します。具体的には就業支援講習会の開催や、看護師資格等の取得を促進する高等職業訓練促進給付金制度の実施と、県の広報誌やテレビ、ラジオ等により活用を推進します。

イ 従来から実施している就業相談、就業支援講習会事業受講者に対し、継続的な支援を行います。

ウ ひとり親家庭見守り支援員を配置し、児童扶養手当を受給しているひとり親家庭の親の自立を支援するため、ハローワーク等との連携による就職支援や職業能力開発や資格取得のため、きめ細やかな助言等の支援を行います。

エ 就業に結びつきやすい技能の修得を支援するため、教育訓練講座を受講した方に経費の一部を支給する自立支援教育訓練給付金を支給します。

オ 母子寡婦福祉団体、NPO等との連携を一層強化します。

カ ひとり親家庭の自立を促進するため、養育支援と相談体制の強化を行います。

## 主な関連施策

事業	取組内容	担当課
母子家庭等就業・自立支援事業	ひとり親家庭等に対する就業相談、就業支援講習会の実施及び受講者に対するアフターフォローを行います。	子ども未来課
見守り支援事業	ひとり親家庭見守り支援員が、仕事や子育て等の悩み事、心配事についての相談に応じ、それらを解決するための自立支援プログラムを無料で策定します。	子ども未来課
高等職業訓練促進給付金	就職に有利な資格を取得するために養成機関に通学している場合に一定の給付金を支給します。	子ども未来課

## 数値目標

指標等	現状（平成30年度）	目標年度	目標値

## (2) 子育て・生活支援策の充実

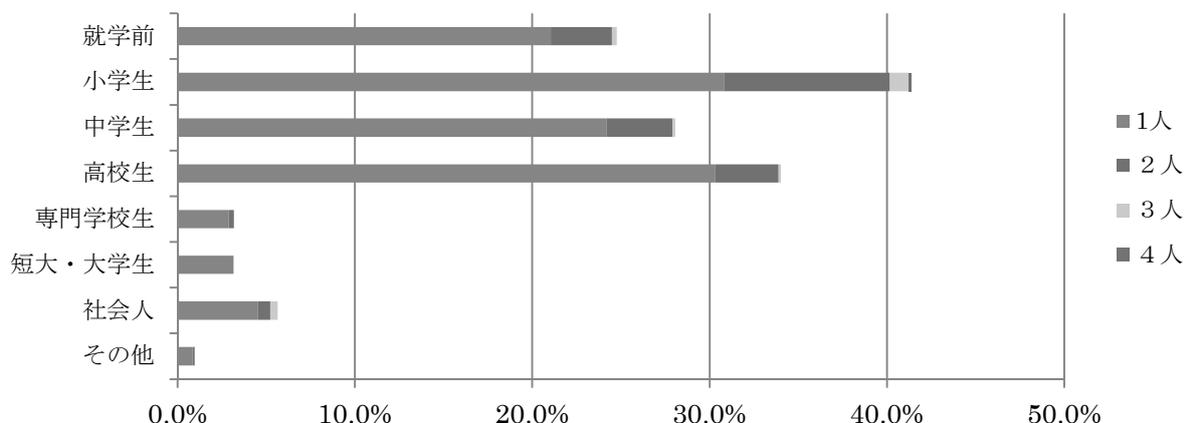
### 現状と課題

ひとり親家庭が扶養する子供の状況は、母子家庭、父子家庭とも小学生から高校生の子供を扶養している割合が高く、就学前の子供を扶養している割合は母子家庭で全体の約25%、父子家庭で約6%となっています。

#### [母子家庭の子供（20歳未満）の数]

母子家庭では、扶養している子供が小学生の世帯は約40%となっており、高校生、中学生の順になっています。また、就学前の子供がいる世帯は、全体の約25%となっています。

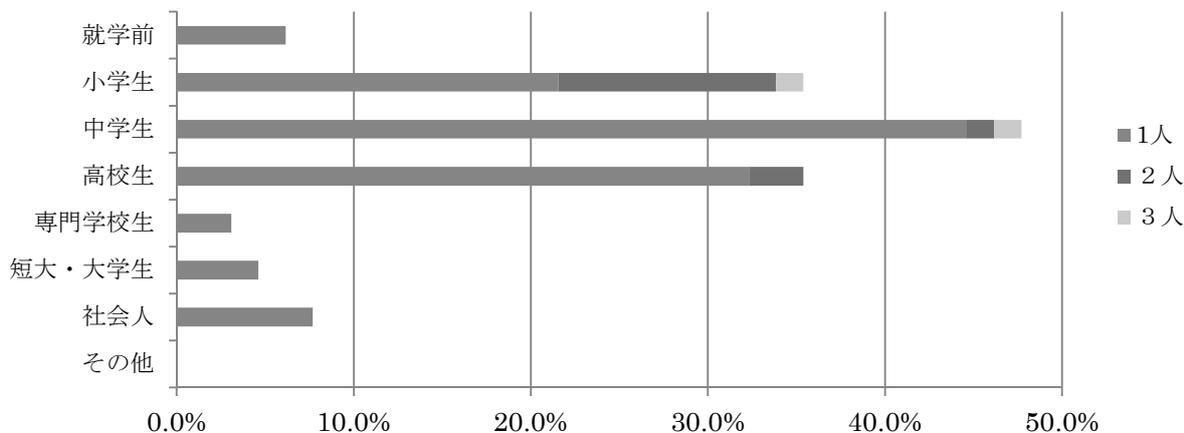
扶養している子供（20歳未満）の年齢と人数（母子家庭）



#### [父子家庭の子供（20歳未満）の数]

父子家庭では、扶養している子供の割合が高いのは、中学生、高校生、小学生となっており、就学前の子供を扶養している割合は約6%となっています。

扶養している子供（20歳未満）の年齢と人数（父子家庭）



ひとりで子供を養育しているため、仕事をしている間の預かりや、急な用事ができた場合や疾病時など、適切に子供の養育ができなくなる場合への支援が必要です。

## 今後の取組

- ア ひとり親家庭の親等が疾病等により一時的に家事や子育てに支障が生じた場合に、家事や保育サービス等を行う家庭生活支援員を派遣する日常生活支援事業を実施します。
- イ ひとり親家庭の親等が安心して仕事と子育ての両立ができるように保育所の優先入所や放課後児童クラブの優先利用の推進、短期入所生活援助（ショートステイ）事業及び夜間養護等（トワイライトステイ）事業を充実します。
- ウ 母子生活支援施設の機能を拡充し、保育機能を付与します。（対象：母子家庭等）

## 主な関連施策

事業	取組内容	担当課
日常生活支援事業	子供が未就学児で、就業上の理由により帰宅が遅くなる場合等に支援員を派遣し、生活援助や保育等のサービスを利用できます。	子ども未来課
就労支援事業	子供が小学生で、ファミリー・サポート・センター（ファミサポ）がある地域では、利用料の半額を補助します。 ファミサポがない地域では、支援員を派遣し児童の送迎や預かりなどの養育サービスを利用できます。	子ども未来課

## 数値目標

指標等	現状（平成30年度）	目標年度	目標値

## （3）養育費確保策の充実

### 現状と課題

養育費の取り決め状況は、母子家庭では取り決めがされている割合が54.8%、取り決めがされていない割合が42.6%となっています。また、取り決めがされていても養育費の支払い額が減少した、最初から支払がされていない割合が28.4%となっています。父子家庭では取り決めがされている割合が10.6%で、取り決めがされていない割合が64.6%となっています。

また、養育費の取り決めをしていない理由は、母子家庭、父子家庭とも「相手に経済力がない」が最も多く、母子家庭で43.0%、父子家庭で35.6%となっています。

面会交流の取り決め状況は、母子家庭の61.9%、父子家庭の40.0%が取り決めをしていません。

子供の健やかな育ちのため、養育に必要な費用の分担を決めておくよう促す必要があります。

## 今後の取組

弁護士による、養育費確保の法律相談を充実するとともに、円滑な面会交流を進めます。

### 主な関連施策

事業	取組内容	担当課
ひとり親家庭特別相談事業	ひとり親家庭を対象に、親権や養育費用など複雑で専門的な問題について、弁護士が無料で相談に応じます。	子ども未来課

### 数値目標

指標等	現状（平成30年度）	目標年度	目標値

## （4）経済的支援策の充実

### 現状と課題

ひとり親家庭の悩みは、母子家庭、父子家庭とも「家計、生活費に関すること」が最も高く約3割を占めており、寡婦は子育てが終わっていることから、「健康のこと」が28.4%と高く、次いで「老後のこと」が23.5%と高くなっています。

安心して生活を送れるよう、ライフステージに合わせた経済的支援が必要です。

### 今後の取組

児童扶養手当、母子父子寡婦福祉資金及びひとり親家庭医療費助成制度についての周知を引き続き行い、経済的自立を支援します。

### 主な関連施策

事業	取組内容	担当課
児童扶養手当	ひとり親家庭の児童が18歳になった年度末まで手当を支給します。	子ども未来課
母子父子寡婦福祉資金貸付金	高校、大学等への入学金や授業料等に必要な資金などを貸し付けます。	子ども未来課
ひとり親家庭医療費助成	ひとり親家庭の児童及びその親が、医療機関で受診した際、医療費の自己負担額について助成を行います。	子ども未来課

### 数値目標

指標等	現状（平成30年度）	目標年度	目標値

### 3 障害児施策の充実

#### 現状と課題

障害児等の支援が必要な子供に対し、様々な場面において、心身の発育・発達の状態に応じた適切な支援を受けられる体制整備が必要です。このためには、保健、医療、福祉、教育等が連携を図り、切れ目のない施策の実施が求められています。

障害のある子供が、将来、社会で自立できるよう、一人一人の障害の状態やニーズに応じた指導と支援を受けながら、障害のない子供と可能な限り共に学ぶことができる環境づくりを進めていく必要があります。

#### 今後の取組

##### (1) 教育施策の充実

#### 検 討 中

(インクルーシブ教育の充実に向けた教員の専門性向上や環境の整備などを記載予定)

※ 障害のある子供と障害のない子供が共に学べる多様で柔軟な仕組み

##### (2) 療育施策の充実

- ア 子ども・女性・障害者相談センター等の専門の機関で、障害のある子供に関する相談に対応し、専門的な助言、指導を行います。
- イ 乳幼児健康診査等の結果、心身の発達・発育に遅れや問題が発見された乳幼児とその保護者を対象に、医師等による療育相談指導を実施します。また、市町村や関係機関と緊密に連携し、切れ目なく円滑に早い段階で療育支援に繋がります。
- ウ 障害のある未就学の子供に対して、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を行う「児童発達支援センター」について、各障害保健福祉圏域への設置を働きかけます。また、県内全ての市町村で、障害のある子供が集団生活に適応できるように保育所、学校等に指導を行う「保育所等訪問支援」サービスを利用できるように、「児童発達支援センター」を中核とした地域の療育支援体制を確立します。
- エ 重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した重症心身障害児を支援する「児童発達支援事業所」及び「放課後等デイサービス事業所」について、各圏域に1か所以上設置し、重症心身障害児が身近な地域で必要な支援を受けられることができる体制づくりを推進します。
- オ 医療的ケア児や重症心身障害児に対する支援を適切に行える人材及び地域において保健、医療、福祉、保育、教育等関係者からの必要な支援を総合的に調整するコーディネーターを養成します。
- カ 医師、看護師、支援員等の専門家チームを各障害保健福祉圏域（和歌山市圏域を除く。）ごとに、家庭、施設、学校等に派遣し、地域で生活する障害のある子供と介護者に対して、身近なところでリハビリテーションを提供します。

- キ 保護者が仕事等の理由で昼間家庭にいない児童に、遊びと生活の場を提供する放課後児童クラブ(学童保育)に専門的知識を有する職員を配置し、障害のある子供の利用を促進します。
- ク 新生児聴覚スクリーニングテストや乳幼児健康診査等の結果、発見された身体障害者手帳対象外の軽度・中等度難聴児に対して、早期に補聴器を着用することを支援します。

医療的ケア児の総合的な支援体制や障害児入所施設について記載検討中

### 主な関連施策

事業	取組内容	担当課
児童発達支援、医療型児童発達支援	障害のある子供を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自立した生活に必要な知識・技能の付与及び集団生活への適応のための訓練を行います。医療型は福祉サービスに併せて治療も行います。	障害福祉課
放課後等デイサービス	障害のある児童生徒に対し、放課後や長期休暇中において日常生活動作の指導や集団生活への適応訓練等を行うとともに放課後等の居場所づくりを推進します。	障害福祉課
重症心身障害児者等在宅医療等連携体制整備	人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児や重症心身障害児者（医療的ケア児等）が地域で安心して暮らしていけるよう、人材育成や関係機関の連携体制構築を行います。	障害福祉課

### 数値目標

指標等	現状（平成30年度）	目標年度	目標値
「児童発達支援センター」を各障害保健福祉圏域に1か所以上設置	8圏域	令和2年度	8圏域
重症心身障害児を支援する「児童発達支援事業所」及び「放課後等デイサービス事業所」を各障害保健福祉圏域に1か所以上設置	5圏域	令和2年度	8圏域
医療的ケア児コーディネーターを各障害保健福祉圏域に設置	—	令和2年度	8圏域

## 4 子供の貧困対策の推進

### 現状と課題

本県では、子供の貧困対策の推進に関する法律第9条の規定に基づき、平成29（2017）年3月に「和歌山県子供の貧困対策推進計画」を策定しました。また、平成30（2018）年7月には、子供の生活実態や学習環境、支援制度の利用状況やニーズを把握するとともに、県計画に基づき取り組む各施策や支援制度の検証を行い、本県の子供の貧困対策をより効果的に推進していくことを目的として、和歌山県子供の生活実態調査を実施しました。主な調査結果は以下のとおりです。

#### ア 子供の教育環境

- a 経済的に厳しい世帯の子供ほど、塾や習いごとをしている割合が低く、家庭における学習習慣が定着していない。
- b 経済的に厳しい世帯の子供ほど、世帯の経済状況により進学をあきらめたり、進学のイメージを持つことができていない。
- c 「子供の良いところをほめる」、「悪いことをしたら叱る」、「本や新聞を読むようにすすめる」等保護者の教育姿勢が高いことが、子供の学力に良い影響を与えている。
- d 朝ご飯を食べる、歯磨きをする等生活習慣を備えていることが、子供の学力に良い影響を与えている。
- e 図書館や博物館に行く、新聞やニュース等について話す等の文化的活動を多く経験することが、子供の学力に良い影響を与えている。
- f 「自分にはいいところがある」、「がんばればいいことがある」等の自尊感情を子供が備えていることは、学力に良い影響を与えている。

#### イ 子供の社会性

- a 経済的に厳しい世帯ほど子供の自尊感情が低い傾向であるが、家族以外の大人と関わりを持つことで、子供の自尊感情が高まる傾向がある。
- b 家庭の厳しい経済状況は、保護者の精神的な安定、子供の精神的な安定、子供の自尊感情に悪影響を与えている。
- c 経済的に厳しい世帯ほど、支援を受けるための近隣住民や友人とのつながり等の人間関係が不足している保護者が多い。
- d 経済的に厳しい世帯の家族関係は、子供にとって楽しい側面より厳しい側面が強く、保護者自身の親との関係についても同様の傾向がある。
- e 経済的に厳しい世帯ほど、放課後や休日に保護者が家庭にいる時間が短く、子供と関わる時間が十分に確保しづらい状況である。

#### ウ 子供の生活習慣

- a 経済的に厳しい世帯の子供ほど、歯みがきを怠る、朝食の欠食等基本的な生活習慣、食習慣が確立できていない。
- b 経済的に厳しい世帯では、医療機関で受診させた方がよいと思ったのに実際には受診させなかった経験のある割合が高く、受診を控えたのは経済的な理由であると回答した世帯が一定数存在している。
- c ゲーム機、携帯電話・スマートフォンは、経済状況による所持率の差があまりなく、経済的に厳しい世帯

においても保護者が子供に買い与えている。

d 経済的に厳しい世帯においてゲーム、スマートフォンの利用が長時間となっている。

エ 保護者の状況

a 経済的に厳しい世帯ほど、就労形態が非正規雇用であることが多い。

b ひとり親世帯、特に母子世帯では経済的に厳しい世帯の割合が高い。

c 経済的に厳しい世帯では、大学・大学院を卒業している保護者の割合が低い。

d 経済的に厳しい世帯では、保護者自身が成人する前の経済的な困窮を経験していたり、家族関係のトラブルを経験していることが多い。

e 経済的に厳しい世帯ほど、支援制度や相談窓口の認知度が低い。

## **今後の取組**

検 討 中